

日銀シス第106号
2019年12月24日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に
関する規則」の一部改正に関する件

事務の見直し等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施
することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」中一部改正

- 第6条を横線のとおり改める。

(代行納付の取止めに関する取扱い)

第6条 非取引金融機関等または代行納付金融機関は、その代行納付の取扱いを取止める場合には、その取止めの月の前々月における日本銀行の最終営業日までに、日本銀行にその旨書面により申出るものとする。

2. 日本銀行より代行納付の取扱いを取止める場合には、その取止めの月の前々月における最終営業日までに、当該非取引金融機関等および代行納付金融機関に各々その旨通知する。ただし、代行納付の取扱いを継続し難い重大な事由があるときは、日本銀行は、直ちに代行納付の取扱いを取止めることができる。
3. 非取引金融機関等は、日銀ネットに関する利用を取止めるにあたって、その代行納付の取扱いを取止める場合には、その利用取止め日の15営業日前までに、日本銀行にその旨書面により届出るものとする。